

# 吸収合併に関する事後開示書面

2021年9月1日

株式会社エンプラス

2021年9月1日

埼玉県川口市並木二丁目30番1号  
株式会社エンプラス  
代表取締役社長 横田 大輔

## 吸収合併に関する事後開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、2021年4月30日付で株式会社エンプラス ディ스플레이 デバイスとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社エンプラス ディ스플레이 デバイスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第800条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）  
2021年9月1日
2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
  - (1) 差止請求  
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求  
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2021 年 5 月 24 日付で官報公告及び日刊工業新聞をもって公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過 (会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、株主の差止請求権はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の株式買取請求権はありません。また、会社法施行規則第 197 条の規定により定まる数の株式を有する株主から本吸収合併に反対する旨の通知はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 5 月 24 日付で官報公告を行うとともに、2021 年 5 月 25 日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2021 年 9 月 14 日 (予定)

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以上

(別紙)

## 吸収合併に関する事前開示書面

2021年4月30日

株式会社エンプラス

株式会社エンプラス ディ스플레이 デバイス

2021年4月30日

埼玉県川口市並木二丁目30番1号  
株式会社エンプラス  
代表取締役社長 横田 大輔

埼玉県川口市並木二丁目30番1号  
株式会社エンプラス ディ스플레이 デバイス  
代表取締役社長 横山 和明

## 吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社エンプラス（以下「E J」という）及び株式会社エンプラス ディ스플레이 デバイス（以下「EDD」という）は、2021年4月30日、それぞれ取締役会の決議を経て、2021年9月1日を効力発生日として、E Jを吸収合併存続会社、EDDを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約（以下「本吸収合併」という）を締結いたしました。本吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本吸収合併は、吸収合併存続会社であるE Jにおいては会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併の要件を満たし、吸収合併消滅会社であるEDDにおいては同法784条第1項に定める略式合併の要件を満たすものとなります。

### 記

1. 吸収合併契約の内容  
別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である EDD は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併消滅会社である EDD の最終事業年度に係る計算書類等

EDD の最終事業年度の計算書類等は、別紙 2 のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 吸収合併存続会社である E J の最終事業年度に係る計算書類等

E J は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム (EDINET)」よりご覧いただけます。なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の E J の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の E J の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における E J の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 本書面の備置開始日後、本吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

以上



## 合併契約書

株式会社エンプラス（以下「甲」という）と株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス（以下「乙」という）とは、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（存続会社及び合併会社）

甲及び乙は、次のとおり甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）する。

吸収合併存続会社 所在地 埼玉県川口市並木2丁目30番1号

商号 株式会社エンプラス

吸収合併消滅会社 所在地 埼玉県川口市並木2丁目30番1号

商号 株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス

### 第2条（商号）

本合併後の吸収合併存続会社の商号は甲の商号を引き続き使用する。

### 第3条（合併に際して交付する金銭等）

1. 甲は、乙の完全親会社であることから、本合併は無対価合併とし、本合併に際して甲は乙の株主に対してその有する株式に代わる金銭等を交付しない。
2. 乙の発行する株式は、本合併の効力発生日に消滅する。

### 第4条（増加すべき資本金及び準備金）

本合併は無対価であることから、本合併により甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2021年9月1日とする。ただし、効力発生日までに本合併に必要な手続きを遂行できないときは、甲及び乙が協議のうえ、本合併の効力発生日を合意により変更することができる。

### 第6条（合併承認手続）

本合併は、甲にとって会社法796条2項に定める簡易合併であり、又乙にとって同法784条第1項に定める略式合併であることから、甲及び乙において本契約の締結及び本合併に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

#### 第7条（合併資産の引継ぎ）

乙は、その所有する一切の資産、負債及び権利義務を、本合併の効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

#### 第8条（従業員）

甲は、第5条の効力発生日における乙の従業員を承継する。なお、勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

#### 第9条（条件の変更または解除）

甲及び乙は、本契約締結以降、本合併の効力発生日までに、甲または乙の資産、負債もしくは経営の状況など本契約の前提となる事情に重大な変動が生じまたは判明したとき、または本合併により乙と第三者との間の契約で重要なもの等重要な権利義務が甲に承継できないことが明らかになる等、本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難にする事態が生じまたは判明したときは、甲及び乙が協議し合意により、本契約の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

#### 第10条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

#### 第11条（合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、速やかに解決をはかるものとする。

（以下余白）

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年4月30日

甲：埼玉県川口市並木2丁目30番1号

株式会社エンプラス

代表取締役社長 横田 大輔



乙：埼玉県川口市並木2丁目30番1号

株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス

代表取締役社長 横山 和明



# 第8期 事業報告書

〔 自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日 〕

株式会社 エンプラス ディ스플레이 デバイス

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円 単位未満切捨)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,653,268</b>	<b>流動負債</b>	<b>205,277</b>
現金及び預金	1,216,843	買掛金	103,200
売掛金	304,992	未払金	69,382
製品	19,516	未払費用	12,140
前払費用	2,269	未払法人税等	290
未収入金	50,588	賞与引当金	18,000
有償支給未収入金	33,837	役員賞与引当金	984
親会社未収入金(法人税)	25,220	その他	1,280
<b>固定資産</b>	<b>190,626</b>		
有形固定資産	162,993		
建物	8,821		
機械及び装置	43,805	<b>負債合計</b>	<b>205,277</b>
工具、器具及び備品	104,859	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	5,506	<b>株主資本</b>	<b>1,638,617</b>
無形固定資産	3,744	<b>資本金</b>	<b>100,000</b>
ソフトウェア	3,744	<b>資本剰余金</b>	<b>24,310</b>
投資その他の資産	23,888	その他資本剰余金	24,310
繰延税金資産	22,957	<b>利益剰余金</b>	<b>1,514,307</b>
その他	931	その他利益剰余金	1,514,307
		<b>純資産合計</b>	<b>1,638,617</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,843,895</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,843,895</b>

# 損益計算書

2019年4月1日から  
2020年3月31日まで

(単位:千円 単位未満切捨)

科目		金額
売上高		2,380,304
売上原価		1,434,308
売上総利益		945,995
販売費及び一般管理費		942,185
営業利益		3,810
営業外収益		
受取利息	22,298	
役務提供収入	2,000	
営業外収益(その他)	2,895	27,193
営業外費用		
為替差損	19,260	19,260
経常利益		11,743
特別利益		
固定資産売却益	917	
訴訟損失引当金戻入額	380,979	381,897
特別損失		
固定資産減損損失	20,102	
訴訟損失引当金繰入額	610	20,712
税引前当期純利益		372,927
法人税、住民税及び事業税		△ 24,191
法人税等調整額		10,259
当期純利益		386,859

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円 単位未満切捨)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	24,310	5,639,878	5,764,188	5,764,188
当期増加					
剰余金の配当			△4,512,431	△4,512,431	△4,512,431
当期純利益			386,859	386,859	386,859
当期変動額合計			△4,125,571	△4,125,571	△4,125,571
当期末残高	100,000	24,310	1,514,307	1,638,617	1,638,617

## 個別注記表

### 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### 製品・仕掛品

成形品 …………… 総平均法による原価法

金 型 …………… 個別法による原価法

##### 原材料及び貯蔵品

樹脂材料 …………… 移動平均法による原価法

貯 蔵 品 …………… 移動平均法による原価法

#### (2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法によっております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8 年～18 年

機械及び装置 3 年～10 年

工具、器具及び備品 2 年～6 年

無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5 年(社内における利用可能期間)

#### (3)引当金の計上基準

役員賞与引当金 …………… 役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。在任の役員に係る部分については 1 年以内の支給が確定したため、流動負債の「未払金」に振り替えております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。ただし、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …………… 為替予約取引は振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 …… ヘッジ手段 …… 為替予約取引

ヘッジ対象 …… 外貨建売掛金及び外貨建買掛金

ヘッジ方針 …………… 為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法 …… 為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2.株主資本等変動計算書の注記

### (1)発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式(単位:株)	2,000	-	-	2,000

### (2)配当に関する事項

#### 配当金支払額

決議	配当金総額 (単位:円)	配当の原資	1株当たり配当額 (単位:円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	4,512,431,000	利益剰余金	2,256,215.50	2019年3月31日	2019年6月17日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

第8回定時株主総会は、「書面による定時株主総会の通知書」方式にて、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

配当金総額 (単位:円)	配当の原資	1株当たり配当額 (単位:円)	基準日	効力発生日
493,430,000	利益剰余金	246,715.00	2020年3月31日	2020年6月19日

## 3.その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額 998,925 千円